六　「サイクリックプレフィックス」とは、有効シンボル区間の前方に有効シンボル区間の信号の一部を付加する信号をいう。

七　「サイクリックポストフィックス」とは、有効シンボル区間の後方に有効シンボル区間の信号の一部を付加する信号をいう。

八　「Ｌ　ｃｈ信号」とは、広帯域周波数同期及び雑音推定用の信号をいう。

九　「Ｌ　ｃｈシンボル」とは、Ｌ　ｃｈ信号から生成されるシンボルをいう。

十　「境界シンボル」とは、サブフレームの先頭及び末尾のシンボルをいう。

十一　「ＢＰ信号」とは、境界シンボルにのみ配置する同期変調による伝送主シンボルのための復調基準信号をいう。

十二　「ＢＰシンボル」とは、ＢＰ信号から生成されるシンボルをいう。

（周波数帯幅等）

第二十三条の五　使用する周波数帯幅は、五・八五ＭＨｚとする。

２　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（多重化）

第二十三条の六　符号化信号は、第三条第一項の規定にかかわらず、第五十八条第一項第一号から第四号までの規定により伝送するものとする。

（フレーム構成等）

第二十三条の七　フレームは、フレーム同期信号区間、ＴＭＣＣ区間、最大八個のサブフレームから成るサブフレーム区間及び拡張区間を時分割多重することで構成されるものとする。

２　サブフレーム区間におけるサブフレームの配置については、別表第二十号の二に示すとおりとする。

（フレーム同期信号区間における搬送波の変調等）

第二十三条の八　フレーム同期区間は、フレーム同期信号（ＰＮ符号（０及び１の二値から成る疑似雑音符号をいう。）について、二相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行った後に、振幅が一定である複素数からなる系列を乗じることで生成されるフレーム同期シンボルをサブキャリアに割り当て、逆高速フーリエ変換した信号を時間領域において巡回した後に、サイクリックプレフィックス及びサイクリックポストフィックスの付加を行った信号をいう。以下この章において同じ。）から成るものとし、その送出手順は別表第二十号の三に示すとおりとする。

２　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、八十一分の五百十二ＭＨｚとする。

３　有効シンボル期間長は、四八六マイクロ秒とする。

４　キャリア総数は、一、八七九とする。

５　搬送波を変調する信号の通信速度は、別表第二十号の四に示すとおりとする。

６　フレーム同期信号の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。